

保存版

浦安市立富岡中学校PTA  
会則

# 浦安市立富岡中学校 P T A 会則

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (名称および事務所)

本会は浦安市立富岡中学校 P T A と称し、事務所を富岡中学校に置く。

### 第 2 条 (構 成)

本会は富岡中学校生徒の保護者と教職員による会員によって構成される。

### 第 3 条 (目 的)

本会は会員が協力し学校と家庭と社会における生徒の健全な成長および会員の知識・教養の向上をはかることを目的とする。

### 第 4 条 (方 針)

本会は教育を本旨とする自主的・民主的に活動する団体で、次の方針に基づいて運営する。

- (1) 会員は平等の権利と義務を有する
- (2) 運営は常に会員の討議に基づき会員の意志を尊重する
- (3) 前例や慣例にとらわれることなく柔軟性のある活動を行う
- (4) 教育環境の充実をはかる
- (5) 特定の宗教や政党団体等に偏らず、また営利を目的とする活動を行わない

### 第 5 条 (活 動)

本会は第 3 条の目的を達成するため、次の活動を推進する。

- (1) 会員相互の理解を深め、教育への理解を高めるための活動
- (2) よい校風作りのための活動
- (3) 学校と家庭と地域社会の連携による教育環境向上のための活動
- (4) 会員の研修と親睦をはかるための活動
- (5) その他本会の目的達成のために必要な活動

### 第 6 条 (会 費)

会費は本会を維持・運営するために必要な会費を納入する。

### 第 7 条 (年 度)

年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる 1 年間とする。

## 第2章 役員・委員

### 第8条（役員等）

本会はずぎの役員・委員によって構成される。

- (1) 本部役員
- (2) 会計監査
- (3) クラス役員
- (4) 特別委員

### 第9条（任期）

役員は任期は1年間とし、再選をさまたげない。なお特別委員については予め定めた期間とする。

### 第10条（本部役員）

1. 本会はずぎの役員を置く。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 4名ないし5名（内1名教頭）
  - (3) 書記 3名ないし4名
  - (4) 会計 2名ないし3名
2. 本部役員は次のとおりとする。
  - (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。また総会・本部役員会・運営委員会等を招集し会議の運営にあたる。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
  - (3) 会計は予算に基づくいっさいの会計事務その他、本会の財産の管理にあたる。
  - (4) 書記は会議の記録、関係文書の作成・配布・保管にあたる。
3. 本部役員に途中欠員が生じた場合は運営委員会で選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

### 第11条（会計監査）

1. 本会に会計監査3名を置く。（内1名教職員会員）
2. 本会の会計事務を監査し、総会で報告する。

### 第12条（クラス役員）

1. 本会に年度当初に各学級から選出した4名のクラス役員を置く。
2. クラス役員は学級の会員相互の疎通をはかると共に、各専門部あるいは役員選考委員会に属し活動を推進する。

### 第3章 組織

#### 第13条（機関）

本会に次の機関を置く。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| (1) 総会      | (6) クラス委員会  |
| (2) 本部役員会   | (7) 専門部会    |
| (3) 運営委員会   | (8) 役員選考委員会 |
| (4) 拡大運営委員会 | (9) 特別委員会   |
| (5) 拡大学年委員会 |             |

#### 第14条（総会）

1. 総会は定期総会・臨時総会とし、全会員によって構成する本会の最高議決機関である。
2. 開催方法は招集による決議、または書面（電磁的記録を含む）による決議によるものとする。
3. 審議事項は予め会員に配布通知した議案書に記載した内容とする。
4. 総会は招集の場合には会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席、書面による場合には会員の2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数をもって決議する。
5. 議長・副議長は出席会員から選出し、議長は書記（2名）を指名する。
6. 記録は書記が行い、議長および出席者2名がこれに署名捺印する。
7. 定期総会を毎年1回開催し、つぎの内容について審議する。
  - (1) 前年度の活動報告および承認
  - (2) 前年度の決算報告、会計監査報告および承認
  - (3) 本部役員・会計監査の承認
  - (4) 当年度の活動計画案の承認
  - (5) 当年度の予算案の承認
  - (6) 会則の変更
  - (7) その他の重要事項
8. 臨時総会は運営委員が必要と認めたとき又は会員の3分の1以上の要請があった時に開催する。

#### 第15条（本部役員会）

本部役員によって構成され、つぎの事項を協議または処理する。

- (1) 活動・予算案等、総会に付議すべき事項
- (2) 運営委員会に付議すべき事項
- (3) 各部会・各委員会の連絡調整および提案事項
- (4) 生徒および会員の慶弔に関する事項
- (5) その他急を要する事項の処理

#### 第16条（運営委員会）

1. 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、総会の決議に基づく活動を執行する中心機関である。
2. 本部役員・各専門部長、副部長・各委員長によって構成され、次の事項を協議または審議する。
  - （1）本部役員会より提案された事項の審議・決定
  - （2）各部会・各委員会の提案事項の協議および連絡調整
  - （3）その他本会運営上必要な事項の審議
3. 原則として月例会を開催する。
4. 会は2分の1以上の出席をもって成立し、出席者の3分の2以上で決議する。

#### 第17条（拡大運営委員会）

本部役員、クラス役員、担当教職員によって構成され、必要と認めたときに開催する。

#### 第18条（拡大学年委員会）

学年毎のクラス役員および各学年担当教職員によって構成され、各学年内の疎通をはかる。

#### 第19条（クラス委員会）

クラス役員および学級担任によって構成され、学級からの提案事項を協議する。

#### 第20条（専門部会）

1. 本会の活動を実行する機関として専門部を設ける。
2. 専門部は学級部・校外部・広報部とする。
3. 専門部は次の任務を遂行する。
  - （1）学級部は各学年各学級の運営と連絡を円滑に進め、会員の知識と教養を高めるための研修および文化的行事等の企画運営にあたる。
  - （2）校外部は学校および地域社会と協力し、交通安全対策・青少年補導等生徒の校外生活の向上をはかる。
  - （3）広報部は会報の発行等を通じて会員のための幅広い情報提供をはかる。
4. 部員はクラス役員・教職員会員から選出し、互選により部長および副部長を選出する。
5. 部長は部を統括し、次の任務を遂行する。
  - （1）部会を招集し会議の運営にあたる
  - （2）活動案をまとめ運営委員会にはかる
  - （3）運営委員会等で決定された事項を部会で報告する

## 第21条（役員選考委員会）

1. 役員選考委員会は3年生を除く各クラスより1名のクラス役員と教職員会員（1名）によって構成され、必要に応じて本部役員がこれを補佐する。
2. 次年度の本部役員・会計監査候補者を選出し、本人の承諾を得て総会に提案する。
3. 互選により委員長を選出する。
4. 委員長は本委員会を統括し決定事項を運営委員会等に提案する。

## 第22条（特別委員会）

1. 特別委員会は、必要に応じて、組織・運営され、委員会は運営委員会より委託された会員によって構成される。
2. 特別委員会は事案に応じて外部から委員の選任をすることができる。選任する場合は、運営委員会の承認を得る。
3. 互選により委員長を選出する。
4. 委員長は本委員会を統括し、決定事項を運営委員会等に提案する。

## 第23条（校長）

校長は本会と学校運営間の調整をはかり、すべての会議に参加し意見を述べることができる。

## 第4章 会 計

### 第24条（会計）

1. 本会の会計は会費とその他の収入をもって充てる。
2. 会費は原則として一般会員については1世帯、教職員会員については1名を1口とする。
3. 会費の徴収方法等は会計細則により決定する。なお会費の変更は総会の議決を経なければならない。

## 第5章 付 則

### 第25条（会則の変更）

会則の変更は総会にはかり出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

### 第26条（細則・規定の制定および変更、廃止）

1. 会の運営に必要な事項は細則、または規定として別に定めることができる。
2. 前項の細則、ならびに規定の制定および変更、廃止については、運営委員会で定め、次期総会で報告する。

## 第27条（会則の実施）

本会則は昭和59年6月9日に制定され、昭和63年1月30日に改訂。同日より実施する。

本会則は平成4年5月9日改正。同日より実施する。

本会則は平成9年4月26日改正。同日より実施する。

本会則は平成19年4月21日改正。同日より実施する。

本会則は平成25年4月20日改正。同日より実施する。

本会則は平成28年11月28日改正。同日より実施する。

本会則は令和3年4月23日改正。同日より実施する。

## 会 計 細 則

### 第1条（会費の徴収）

1. 総会で定められた会費は総会后一括して徴収する。
2. （集金）  
運営委員会の定めた日に生徒を通じて学級部員が集金する。
3. （転入・転出の場合）
  - （1）転入者は月掛計算により会費を納入する
  - （2）転出者は月掛計算により会費を返金される
4. （会費の免除）  
事情により会費の免除を受けられる。

### 第2条（予 算）

1. 予算案は運営委員会の審議を経て総会に提案される。
2. 支出は予算を越えてはならない。
3. 予備費の解除は運営委員会の承認を必要とする。

### 第3条（費用支出）

1. この会の用務で出張する場合は交通費、食事代を補助する。
2. 交通費とは、富岡中学校あるいは自宅を基点とし、バス・電車等の交通機関を利用した場合の実費および自家用車使用の場合は実費ガソリン代をさす。
3. 出張の必要に応じ1回500円を限度とした食事代を補助する。
4. その他特別の場合は運営委員会で協議し決定する。

### 第4条（帳 簿）

1. 経費を明確にするため次の帳簿を備え必要事項を記載する。
2. 収入・支出簿
3. 備品台帳（備品は事務用消耗品を除く）
4. 現金・預金出納簿

### 第5条（帳簿および書類の保存期間）

- |             |     |          |    |
|-------------|-----|----------|----|
| 1. 収入・支出簿   | 3年  | 4. 受領書   | 3年 |
| 2. 備品台帳     | 10年 | 5. 各種伝票等 | 1年 |
| 3. 現金・預金出納簿 | 3年  |          |    |

付則 この細則は昭和59年4月1日に制定され、昭和63年1月30日に改訂、同日より実施する。

この細則は平成4年5月9日改正。同日より実施する。

この細則は平成25年4月20日改正。同日より実施する。

この細則は令和3年4月23日改正。同日より実施する。

## 慶弔規定

### 1. 御香典

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| (1) 会員           | 金 5, 0 0 0 円 |
| (2) 生徒           | 金 5, 0 0 0 円 |
| (3) 教職員の家族（1 親等） | 金 3, 0 0 0 円 |

### 2. お祝い金

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| (1) 教職員の結婚           | 金 5, 0 0 0 円 |
| (2) 教職員の出産（第 1 子に限る） | 金 5, 0 0 0 円 |

3. 教職員が転任または退職の時は花束を贈る。

4. 但し、この規定の適用にあたり事情がある場合は運営委員会で協議し決定する。

付則 この規定は平成 1 0 年 4 月 2 5 日より実施する。  
この規定は平成 1 8 年 4 月 2 2 日改正。同日より実施する。  
この規定は令和元年 6 月 2 9 日改正。同日よりより実施する。

## 個人情報取扱細則

### 第1条（目的）

この細則は、浦安市立富岡中学校PTA（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報（以下、「個人情報」という）の取扱いについて定めるものである。

### 第2条（責務）

本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### 第3条（管理者）

本会における個人情報の管理者は、会長とする。

### 第4条（取扱者）

本会における個人情報の取扱者は、本会役員・各委員とする。

### 第5条（秘密保持義務）

個人情報の管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 第6条（収集方法）

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

### 第7条（周知）

個人情報の取扱いの方法は、総会資料や広報誌等で会員に周知する。

### 第8条（利用）

取得した個人情報は、次の目的に沿った使用を行うものとする。

- (1) PTA会費の集金業務・管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会員・専門部会活動等の名簿の作成
- (4) 役員等の募集、並びに選出活動
- (5) 広報誌、PTAホームページへの掲載

### 第9条（利用目的の制限）

本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

### 第10条（管理）

個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要になった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

#### 第11条（保管及び持ち出し等）

個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合には、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

#### 第12条（第三者提供の制限）

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- （3）公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- （4）国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

#### 第13条（第三者提供に係る記録の作成等）

本会は、個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- （1）第三者の氏名
- （2）提供する対象者の氏名
- （3）提供する情報の項目
- （4）対象者の同意を得ている旨

#### 第14条（第三者提供を受ける際の確認等）

本会は、第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- （1）第三者の氏名
- （2）第三者が個人情報を取得した経緯
- （3）提供を受ける対象者の氏名
- （4）提供を受ける情報の項目
- （5）対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

#### 第15条（情報の開示）

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

#### 第16条（漏えい時等の対応）

個人情報を漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告するものとし、管理者（管理者自身が漏えい等した場合を含む）は速やかに専門家等に相談の上、適切な対応を行うものとする。

#### 第17条（周知の確認）

本会は、役員等に対して、定期的に、個人情報の取扱いに関する留意事項について、書面（メール等によるデータ送信を含む）を用いて周知を実施するものとする。

第18条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

付則 この細則は令和3年4月23日より実施する。

# 組織図

